

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」		取組状況	取組方針と取組状況における該当箇所	
	注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	非該当 (複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等していないため)	
	注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	非該当 (金融商品の組成に携わっていないため)	
	注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	非該当 (複雑またはリスクの高い金融商品に該当するものはないため)	
	注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	方針1-1) お客さまに最適な商品提案 方針1-4) お客さまへのわかりやすい商品説明 方針2-1) 人材育成/研修体制	指標3: 資格取得率
原則7	金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	方針1-3) 法令等に則った適切な保険募集・販売 方針2-1) 人材育成/研修体制 方針2-5) 当社社員の評価・褒賞	指標3: 資格取得率
	注1) 金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	方針2-1) 人材育成/研修体制 方針2-3) 内部監査等による業務運営管理 方針2-4) モニタリングによる方針の浸透、理解度の確認 方針2-5) 当社社員の評価・褒賞	指標3: 資格取得率